

【議事録】地域代表部会

令和5年度第5回（9月）地域代表部会

開催日時：令和5年9月17日 13:00～14:00

出席者

- 町会代表：
■一丁目第一町会、■一丁目第一自治会、■一丁目第二管理組合、
■一丁目第三管理組合、■グランヴィル松葉自治会、□北柏ライフタウン、
■コーポタウン北柏自治会、■エステ・コート北柏自治会、■二丁目町会、
■三丁目町会、■四丁目第一町会、■四丁目第二町会、□五丁目町会、
□五丁目第一自治会、■五丁目第二町会、■五丁目第三町会、■六丁目町会、
■七丁目町会
ふる協：
秋元氏、武内氏、馬場氏、沼田氏、加藤氏、石田氏、堀江氏
柏市関係：
社協 漆原氏

1. 防災専門部会から、R5年10月21日（土）午前10時から開催される柏西部消防署鈴木署長の「講演会」に地域代表部会の皆様、ふるさと協議会の皆様に出席要請がありました。
2. 柏市防災安全課からの連絡

「柏市防災総合訓練」が9月30日（土）10時から13時まで柏の葉中学校校庭で実施。
自衛隊の炊き出しや国交省、消防局、NTT他の展示多数
地域代表部会の部会員、ふるさと協議会の役員に出席要請がありました。

3. ふるさと協議会（秋元会長他）

役員会（石田氏）

- 配付資料に沿って内容の説明あり。
- 松葉町ふるさと祭りの収支に関し、当初予算は収入・支出 219 万円であったが協賛金が予定以上に集まり収入が 250 万円に、予定外の支出で提灯の配線及び地中配線の更新等があり 240 万円の支出となった。

防災専門部会（辻本）

- 松葉地区災害対策協議会 8月3日 14:00～松葉第一小、図書室で実施した時の出席メンバーにも10月21日の講演会に声掛けする。
- トランシーバー交信訓練を10月に実施予定。

総務安全部会（馬場氏）

- 学校合同音楽祭 11月18日（土）開催で調整中
観覧対象者の範囲を父母の方だけにするかどうかも検討中
- 夏祭りの反省：祭り会場ペット連れ禁止だが注意しづらい。マルエツ前広場でのシートを敷いて宴会していたが人の流れの邪魔していた。花火が短すぎていつ終わったか判らなかった。

文化体育部会（沼田氏）

- 文化祭：10/22 囲碁将棋、10/27～29 展示、10/28 音楽会、10/29 芸能会、締め切り 9/24、出演者打ち合せ 10/1
- ・グランドゴルフ大会：11/23（木、祝）開催予定町会

環境部会（武内氏）

【議事録】地域代表部会

- ・文化祭：3Rキャンペーンパネル展示、ゴミ分別、雑紙クイズ、牛乳パックとトイレットペーパーの交換

・環境施設見学会：例年12月に開催していたがバスの確保が出来ず1/19<金>開催。
福祉部会（秋元会長）

- ・車椅子・白杖疑似体験：9/17（日）AM高齢者部会と合同で実施。

- ・文化祭：子供向けイベント検討中

高齢者部会（加藤氏）

- ・9月のおしゃべりサロンは21日（木）に「落語」ここあ師匠の開催。

- ・10月19日（木）「望みノートを書いていこう」（エンディングノート）の予定。

秋元氏より

- ・コミュニティースクール

冬休み期間12/26頃松一小、松二小の5～6年生を対象に理科の実験教室の開催
登下校見守り活動のボランティアの高齢化による人出不足

松二小より要望：ミシンの使用法の学習手伝い要員の募集

- ・親子の居場所づくり

子育て世代、小中学生等の自由に使える居場所づくりの場所として近隣センター内1F
ロビー+和室を候補とし、社協、ふる協、輝翔会で運営方法を検討中

- ・チャリティーゴルフ大会：11/7（火）クリアービューG Cにて開催、参加者募集中

4. その他

- ・（5丁目、後藤氏）ごみ当番をしない人に対する対応の仕方

→ごみ当番を一人では無く、グループを組んで複数名で担当する様にしている

障がい者、要介護者、一人住まいの高齢者日々配慮<コーポタウン、浅野氏>

- ・祭り関係

（4-1、落合氏）テント内の配線を電気業者がやってくれるものと思っていたが、自分達で配線する事になった。

→事前の電気業者との打ち合わせで意思の疎通が不十分だった<石田事務局長>

（2丁目、大熊氏）マルエツ前広場のトイレの大行列になっていたりトイレットペーパーが不足していた。

→他に、マルエツ店舗内、近隣センター内、公園内に利用できるトイレがある。仮設トイレは金銭的な面で設置は困難。トイレットペーパーはふる協に予備を準備している。

<秋元会長>

（グランビル、田尻氏）出店はせず休憩所としてテントを設営したが、町会以外の人に占拠されてしまった。食べ物を売っておいて座る場所も十分用意していないのは問題。

→現状のお祭り広場のスペースで、座席専用のスペースを確保するのは不可能と思います。自分の町会テント内外に町会員の休憩用椅子・机を設置していますが、机に「町会専用」との札を下げ、町会員以外の人には使わない様注意しています<1-1町会辻本>

以上
辻本記